

○1番(石川剛議員) 1番石川剛でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、大項目1、公共空間の充実についてであります。

現在進めている東部土地区画整理事業地における金井近隣公園においては、過去の一般質問に対しての関係部長の答弁によると、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた公園整備を考えているところだと思われま。障害の有無などを問わず、あらゆる子どもが自分の力を生き生きと発揮しながら様々な友達とともに遊べる場所、つまり、誰もが楽しめる公園になるものだと期待しております。

さて、一方で、現代社会においては、少子・高齢化、人口減少や、子どもたちの生活のスタイルが、塾など習い事重視による時間的制約、ゲーム機普及による屋内遊びが増え、伸び伸びと屋外で遊ぶ機会が減少していることだと思われま。このような状況の中で、現在ある既存の公園の在り方について考えていく必要があるのではないのでしょうか。

過去の一般質問に対しての関係部長の答弁によると、本市の都市部における公園は大小合わせて73か所あるとのことでした。私自身が日頃から子どもを連れていく近くの児童公園にはトイレもあり、複数の遊具が設置されており、遊具には一般社団法人日本公園施設業協会の年齢表示シールや注意シールが貼られております。遊具に合った年齢を示すことや、遊ぶときの注意点が一目で分かりやすく、安心安全に楽しい時間を過ごしております。この公園はより多くの市民の方々が利用されている公園だと認識しております。

しかし、一方では、子どもたちはじめ、地域の方々に利用されていない公園もあるかと思われま。また、遊具、ベンチ、水場、トイレ、駐車場の有無などそれぞれの公園の状況が違います。そして、環境整備についてはどうでしょうか。

このような状況の中で、(1)公園整備についてでございますが、子どもたちを含む公園を利用される皆様に、より安心して快適に公園を利用していただけるよう、日常の清掃や環境整備、そして遊具点検など、①本市が管理する公園の維持管理の現況についてお伺いいたします。

また、その公園の中には、子どもたちなど地域の方々の利用頻度が少なく、十分に活用されていないと思われる声もあるのではないかと考えま。

そのような状況の中で、公共空間充実の観点から、(2)公園の利用活用についてでございますが、①公園の利用促進につなげるにはどのように利活用していくべきか、本市の考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目2、多様性を認め合う社会の実現についてであります。

茨城県では、活力があり持続可能な地域社会を作るため、2021年7月2日に県内の関係団体とともに、年齢や性別、国籍や障害の有無、性別指向などに関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会を実現することを目的に、茨城ダイバーシティ宣言を発表しました。

多様性を認め合う社会の実現は、県の取組だけでなく、県内の企業や団体、県民が広くダイバーシティの考えを共有することが重要であると、現在宣言をしていただける企業、事業所、団

体等を募集していると県のホームページから確認ができます。

県内においても、ダイバーシティ宣言の登録をされている市や町もあります。

そこで、(1)ダイバーシティ社会についてですが、ダイバーシティ社会の実現には県の取組だけでなく、広くダイバーシティの考えを共有することが重要であるとのことですが、①本市における考えについてお伺いいたします。

そして、戸籍上同性カップルを婚姻に相当する関係として公認するパートナーシップ制度でございますが、日本で初めて渋谷区と世田谷区で戸籍上の同性パートナーの関係を自治体が証明したり、宣誓をしたりすることが可能になったのは、2015年東京都渋谷区と特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが実施している共同調査によると、2022年10月11日時点で導入自治体は240、パートナー証明の交付件数は同年9月30日時点で3,456組が利用されているようです。2020年の6月時点で51団体・自治体が導入し、1,052組の利用だったことを考えると、急速に広がっていると理解ができます。

また、独自のパートナーシップ宣誓制度を設けている茨城県と佐賀県は、今年8月に都道府県間では全国初となる連携協定を、さらに11月には、本県において岡山県笠岡市と鹿児島県指宿市との間でも連携協定が締結されました。

今回の協定の結果、宣誓した人が互いの県や市に引っ越した場合には県や市同士で情報を共有し、引っ越した先で改めて宣誓の手続きをする必要がなくなるということです。そして、茨城パートナーシップ宣誓制度の受領証等の利用先については、本県では様々な民間団体に対する協力を依頼しているところであるようです。今後も様々な制度が波及することが考えられます。

そこで、(2)性的マイノリティーの方への支援についてですが、本市においても市営住宅の入居申込みに対して適用されると理解しております。

全国の各地の事例を見てみると、行政サービスの拡充をされているところもございます。そのような状況の中で、①本市における行政サービスの拡充や支援についての考え方についてお伺いいたします。

また、株式会社電通で多様性という課題に向き合うアイデアとソリューションを提供する専門チーム、電通ダイバーシティラボが2020年の12月に全国20歳から59歳の計6万人に対してインターネット調査を実施した内容の中で、学校教育で性の多様性について教えるべきかを聞いたところ、教えるべき、できれば教えるべきと回答した人が88.7%と大多数を占める結果となりました。

その一方で、学校教育で性の多様性について教わったことがあるかという問いに対して、教わったことがあると回答した人は僅か10.4%にとどまり、大きなギャップがあることが分かる調査であったようです。ただし、年齢別で比較すると、年代が若いほど教わったことがあるという回答が増えており、教育現場でも性の多様性を教える動きが進んでいると理解ができます。

また、2019年度に行われた教員2万1,634人の人のLGBTs意識調査によると、全体で7割以上の先生方がLGBTsについて授業で教える必要があると認識している一方で、実際に授業で取り扱った経験は14.1%と低率でありました。

法務省企画の人権啓発ビデオの監修や、文部科学省が2016年4月に発表した性的指向と性自認に関する教職員向けの資料を作成協力などをする宝塚大学日高教授によりますと、学齢期の早い段階で多様性について肯定的なメッセージを受け取り、それを内面化することは、当事者ではない子どもたち自身の自尊感情や自己肯定感を高めていくことのみならず、当事者ではない子どもにおいて人権感覚を養う貴重なきっかけになる。LGBTsの子どもたちがからかいの対象や異端視、否定、揶揄、嫌悪される存在として学齢期を過ごすのではなく、LGBTsであることを多様な在り方を一つ捉えて生活できるような、そういった環境にする、そのためには学校でできることはたくさんあるとおっしゃっております。

そのような状況の中で、誰もが過ごしやすい学校にするには、②本市の教育現場における現況についてお伺いいたします。

続きまして、大項目3、学校給食センターについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年3月、本市の小中学校において長期間の臨時休校が行われた際、学校給食が休止になりました。

それに伴い、食材キャンセルに伴い取引業者等の支払った保証は、学校臨時休業対策費補助金で対応されたと思われまます。こうした急な給食休止は、現在も新型コロナウイルス感染拡大傾向であり、今後も小中学校での学年・学級閉鎖、こども園や幼稚園のクラス閉鎖などもあると考えられます。そのような状況の中で、食材の納入調整やそれに関わる事務の煩雑化を考えると、大変な苦勞をされているのではないかと感じました。

そこで、今後も続くと思われる（1）学校給食のキャンセルについてですが、①新型コロナウイルス感染の拡大による学級閉鎖等になった場合、取引業者と発注方法や補填、費用捻出に対しての契約内容はどのようになっているのかお伺いいたします。

そして、急な休校により賞味期限の近い食材や、確保、製造してしまった食材など、給食センターに既に納品させている食材等に対しての、②不要となった食材の活用方法はどのように対応されているのかお伺いいたします。

また、「学校給食法」第11条第1項経費の負担では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設定者の負担とするとあります。つまり、それ以外の経費は保護者から徴収している給食費で材料の購入代金として使われていると思われまます。しかしながら、保護者徴収分だけでなく本市が負担している現状は理解しております。

そのような状況の中で、学級閉鎖等により給食を食べていない期間も存在する中で、公平性の観点から考えると、③保護者から徴収した学校給食費の算出方法についての考え方についてお伺いいたします。以上、1回目の答弁を終わります。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

[高橋学建設部長 登壇]

○高橋学建設部長 公共空間の充実について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の公園の維持管理の現況についてでございます。

都市部の73か所の公園のうち、遊具を設置している公園が36か所、トイレを設置している公園は4か所でございます。

遊具の点検につきましては、専門業者による年1回の法定点検に加え、市職員による簡易的な点検を行っているほか、故障等の連絡があった際には速やかに安全対策を講じた上で修繕等を行っております。

また、トイレの清掃につきましては、3か所の公園で市の直営や外部委託により行っているほか、残る1か所については地元ボランティア団体が清掃をさせていただいているところです。

さらに、除草等につきましては、市が外部委託で行っているもののほか、73公園のうち34か所につきましては、10町会1団体と、それぞれ公園管理協定を締結し、地元のボランティアにより実施させていただいております。

次に、2点目の公園の利活用についてお答えいたします。

当市においては、1点目のご質問で答弁いたしましたように、地元自治会やボランティア団体と公園管理協定を締結し、自分たちの公園であるという意識と愛着を持っていただくことで、利用促進につながる取組を行っているところです。

また、4か所の公園においては、自治会が防災倉庫を設置するなど、防災面での利活用も図られているところです。

今後につきましては、公園の整備から数十年が経過していることや、少子・高齢化などの影響により、利用形態も変化していくものと考えられますことから、公園の在り方について地元自治会等の意向や、他市の事例を踏まえながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 ダイバーシティ社会について、本市における考えについてのご質問にお答えいたします。

人にはそれぞれ個性や特性があり、性別、人種、宗教、思想、学歴などの違いがありますが、それらをお互いに認め合い、個々の特性を尊重し合える社会づくりが必要であると考えてございます。

また、少子・高齢化、人口減少が進み、人生100年時代を見据えたときには、若者も高齢者も障害のある方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を發揮することができる社会であることも重要であると考えてございます。

本市におきましては、多様性を認め合うダイバーシティの考え方といたしまして、第三次男女共同参画推進計画におきまして、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築を基本目標の一つとして、多様な人権が尊重される社会の実現を掲げているところでございますので、各種事業の推進に当たりましては、これらの考えを踏まえながら進めてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 性的マイノリティーの方への支援についてのご質問にお答えをいたし

ます。

市における行政サービスの拡充や支援といたしましては、県内では他市町村に先駆けて、令和元年7月から市営住宅の入居要件として、茨城パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードを有効とする取扱いをしております。

また、申請書等につきましても、適宜、性別記載欄を見直しております、印鑑証明書については令和元年11月から、市職員採用試験受験申込書については令和2年度から性別欄を削除しております。

その他、市広報誌や県チラシの窓口等への設置による周知啓発を行っております。

市職員に対しましては、制度の周知を図るとともに、窓口等において性的マイノリティーの方に関する対応が生じた場合には、人権尊重に配慮し、不当な差別的取扱いのないよう周知を図っているところでございます。

今後も、県などと連携し、性的マイノリティーに関する誤解や偏見をなくす意識啓発を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築に向けて適切に対応してまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 教育委員会関係の2つのご質問にお答えをいたします。

初めに、多様性を認め合う社会の実現に向けて、性的マイノリティーの方への支援についてのご質問のうち、本市の教育現場における現況についてのご質問にお答えをいたします。

学校教育におきましても、子どもたちが多様性を理解して認め合い、いじめや差別が起こらないよう指導しているところでございます。

学校の事業の中での取組になりますが、小学校段階では、児童の発達段階や個々の信条等に配慮しながら、学級活動や保健、道徳等の事業において、男女の性の違いや男女平等に関する学習を行っております。

中学校段階では、小学校での学習を基にして性的マイノリティーに関する理解を深めていくため、中学3年の社会科公民の授業において、自治体による同性パートナーシップ証明書の発行など、具体的な事例を扱い学習を進めているところでございます。

また、教職員におきましても、多様性を認め合う社会への理解促進を図り、指導力を高めるために学校組織全体で人権教育を推進し、県作成の性的マイノリティー当事者による講演動画等を活用した校内研修を実施しているところでございます。

次に、学校の規則等での対応につきましては、各学校において校則の見直しを図られており、男女の制服に関する規定はございますが、例えば女子生徒からスカートにかえてスラックス着用の申出があった場合には柔軟に対応するよう、市教育委員会としても学校との共通認識を図っているところでございます。

また、児童生徒の相談窓口として、市教育委員会による教育相談窓口や、令和元年7月からは24時間体制でメール相談ができる茨城県性的マイノリティーに関する相談室という相談窓口が開設をされております。

市教育委員会としましても、今後も児童生徒及び保護者への性的マイノリティーに関する周知啓発に努めるとともに、教職員に対しましても正しい理解が得られるよう、引き続き指導助言を行ってまいります。

続きまして、学校給食のキャンセルについての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学級閉鎖等になった場合の取引業者との発注方法、補填や費用に関する契約内容についてでございますが、食材等の納入業者とは物資売買契約書を締結しております。その契約書上、給食休止によるキャンセル料に対する補填や費用に関する条項はございません。このため、学級閉鎖等により、急遽、学校より給食停止の連絡を受けた場合には、速やかに、食材等の納入業者に対して発注停止の措置を行いますが、既に事業者側が納入準備を始めてしまい納入停止できない場合には、予定どおり納入をしていただき、通常どおりの会計処理をしている状況でございます。

2点目の不要となった食材の活用方法についてのご質問でございますが、保存可能な食材につきましては、賞味期限を鑑みて冷凍保存などを行い、次の献立の際に活用するなどして、極力、食材ロスがないように努めているところでございます。

また、令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルスの拡大により臨時休校となった際には、休校が長期にわたったため、廃棄せざるを得ない食材もありましたが、加工したカットリんごを休園とならなかった市立の保育園やこども園、児童クラブ等に配布し、食材ロスを防ぐ措置を取った事例もございます。

3点目の給食休止時の保護者から徴収した学校給食費の算出方法の考え方についてでございますが、常陸太田市学校等給食費徴収規則第12条に基づきまして、学校給食が実施される日に5日以上連続して給食を欠食した場合、給食費を減免しております。

連続欠食日数が5日から9日までは4分の1、10日から14日までは4分の2、15日から19日は4分の3、20日以上の場合には全額を減額する措置を取ることとなります。

このため、令和2年4月から5月にかけて小中学校が休校した際には、保護者からの給食費の徴収は行っておりません。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1、（1）①本市が管理する公園の維持管理の現況についてですが、先ほど答弁にもございました73公園のうち、34か所は公園管理協定を締結しているとありました。

そこで1点。公園管理協定を締結されているボランティア団体は、ふだんどのような活動をされているのか。そして、残り39の公園に関して、現在、公園管理を行っていただける団体の募集をされているのかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

○高橋学建設部長 公園の維持管理の現況について、2回目のご質問にお答えいたします。

まず、公園管理協定の活動内容についてでございますが、清掃美化活動、花壇の整備、除草や

低木の刈り込み、施設の点検、施設の破損の通報などのうち、各団体と協議の上、公園ごとに定めております。

次に、公園管理団体の選定方法でございますが、特に募集といった形式を取っておらず、地元自治会と公園に関する協議を行う際に、公園管理協定の内容をご説明し、ご了解をいただける場合に協定締結に至っているところでございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ありがとうございます。

活動内容については理解できました。公園管理協定を締結することで本市における管理費のコスト軽減にもつながることが期待できると考えられますので、もちろん、地元自治会等の意向をお聞きしながらだと思いますが、幅広く市民団体等の募集を行っていくことも必要ではないかと考えます。よろしく願いいたします。

（2）①公園の利用促進につなげるにはどのように利活用していくべきか、本市の考えについては理解いたしました。

先ほど、答弁にもありましたが、自分たちの公園であるという意識と愛着を持つ、公園のアダプト制度と言われております、アダプト制度でございますが、公園の大小限らず、地域の皆様が里親となって、公園を養子として見立てることで、より利用促進が進むと考えます。もちろん、地域自治会とボランティア団体による、成功されている公園もあると伺っております。その他の公園に関して、公園自体が新たなコミュニティの場として利用促進につながることを願っております。

また、今後の公園の在り方についてですが、長生き上手常陸太田をキャッチフレーズとしている本市として、より多くの市民の方々が身近に利用できる公園内に健康遊具を設置して、これらを活用したフレイル予防をすることで、運動不足とストレス解消が図れると考えられます。ストレッチや軽い運動など体を鍛えることや、健康づくりを目的とした大人用の遊具、つまり、健康遊具を活用したフレイル予防ができる場として、もちろん全部の公園ではなくても、公園の特性と立地を考えながら機能をまとめるなど、利活用していくことも一つの選択肢として検討していただくことも今後は必要ではないかと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

そして、大項目2、（1）①本市における考えについては理解できました。

そこで、1点ですが、先ほど、答弁にもございました第三次男女共同参画推進計画、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築において、各種事業の取組状況についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本目標3の一人ひとりの人権が尊重される社会の構築につきましては、4つの施策を掲げております。

令和3年度の実施状況で申し上げますと、1つ目の人権尊重の意識づくりでは、思春期保健対策や、男女平等、人権教育などの3事業を実施いたしまして、A評価が2事業、B評価が1事業となっております。

2つ目は、DV等人権侵害を容認しない社会の実現で、DVに関する相談や研修など5事業を実施しております、A評価が1事業、B評価が4事業となっております。

3つ目は、各種ハラスメントの防止で、ハラスメントに関する2つの事業を実施しております、いずれもB評価でございました。

4つ目は、性別に関わらず人権が尊重される社会の構築で、性的マイノリティーに関する1事業実施となっております、B評価となっております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。各種事業の施策と評価について理解できました。

令和7年度までである第三次常陸太田男女共同参画推進計画でありますので、今後もより充実した取組を実施することを期待しております。

また、(2)①性的マイノリティーの方への支援について、支援内容については理解できました。

本市においては、県からの通知があった早い段階からの対応がされていたのは理解しております。性的マイノリティーの当事者である私の友人は、限られた中でしか自身のことはカミングアウトされておりません。

現在は、特に本市に住んでいて生きづらさを感じているわけではありませんが、今後、年齢を重ねていくことに対しての不安を抱いているようです。

他市の事例としては、最近では住民続柄を同居人から縁故者に変更することが可能になったり、介護慰労金をパートナーに受け取ることができたり、要介護認定のパートナーによる代理申請ができるようになったりするなど、全国的に見ても性的マイノリティーの方がより暮らしやすい環境づくりが全国的に進んでいると感じております。

東海村では今年4月、39歳以下の新婚夫婦が村内に移住する費用の補助事業が開始されました。対象にはパートナーシップを宣誓した世帯も対象になったようです。

やはり、茨城県からの依頼通知だけでなく、本市独自の行政サービスの拡充や支援策など考えていくことが、先ほど答弁にもございました、多種多様な人権が尊重される社会の実現に向けていくのではないかと考えます。ぜひよろしく願いいたします。

そして、②本市の教育現場における現況については理解できました。

本市の教育現場において、大変安心いたしました。さらに、学校にできることとして、図書館や保健室に関連する本を置くことや、学校内にポスターを貼るだけでも当事者である子どもにとっては貴重な情報獲得の機会になるとありますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

また、子どもたちはメディアやSNSなどのたくさんの情報を得る機会が増えております。しかし、その全てが正しいとは限られませんので、しっかりと教育現場において正しい知識の下に正しく理解することが何よりも大切であると考えますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、昨日12月4日から10日まで、第74回人権週間でありますので、さらに人権教育、そして周知、啓発されることを期待しております。

そして、大項目3、(1)①については理解ができました。



そこで、1点ですが、先ほど答弁にもございますが、物資売買契約書を締結しているも、給食休止によるキャンセル料について補填や費用捻出に対する条項がないとのことですが、例えば、食材等の発注停止ができた場合であっても、食材によっては既に製造等をしている場合もあるかと考えます。そういった場合、キャンセル料について納入業者とどのような話し合いがなされ、また、会計処理をどのようにされているのかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまの学校給食のキャンセルについての2回目のご質問にお答えをいたします。

発注停止の連絡のタイミングによりましては、納入業者に発注時期を遅らす、あるいは他の取引先に回すなどの対応をしていただくこともあります。コロナ禍における急な発注停止により、納入業者が在庫を抱えることを極力回避するため、納入業者とは事前の献立作成段階から、長期保存や冷凍できる食材を多く選ぶなどの取組により、業者に負担がかからないよう努めているところでございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。現在も第8波と言われる新型コロナウイルス感染拡大傾向でありますので、引き続き、献立の工夫により、納入業者の負担とならないようによろしく願いいたします。

そして、②不要となった食材の活用方法についてですが、理解ができました。

廃棄処分費もかかることを考えると、今後も学校以外の私立保育園などへ、食材をスライドして活用するなど、食品の廃棄ロスが極力ないようによろしく願いいたします。

そして、③保護者からの徴収した学校給食費の算出方法についての考え方について理解できました。

先月11月、火曜日から金曜日の連続した4日間の学年閉鎖をする小学校がありました。その場合は、給食費の減免対象ではないと思われれます。5日以上連続してのルールに関して、保護者の方々からは、日割り計算にしてほしいとたくさんの声をいただいております。今後、学校からの臨時休校の場合に限っては、日割り計算などの導入の検討をしていただくことを要望といたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。